

出展に際しての連絡事項とお願い

(必ずお読み下さい。貴団体の関係の皆様へも伝達願います。)

イベント開催日時

- ・ イベント開催日時・・・平成30年11月10日(土) 午前9時30分～午後3時30分
平成30年11月11日(日) 午前9時30分～午後3時30分
(雨天決行)

食品衛生等

- ・ 食品衛生法等に係る必要設備には、出展者でご用意ください。
- ・ 会場で飲食物を調理・加工して販売する場合は「臨時営業許可」、無料で提供する場合は「臨時業務開始届」が必要です。各実施団体で手続きをお願いします。様々な事例がありますので詳しくは、伊賀保健所(電話0595-24-8080)にお尋ねください。

防災等

- ・ 火災発生のおそれのある器具や燃料、電気を熱源とする器具等を使用される出展者は、当日、必ず消火器をご持参ください。(別紙:「名張市火災予防条例の改正概要」参照)
消火器をご持参いただけなかった場合は、出展をお断りする可能性があります。
- ・ 消防への届出については、実行委員会が取りまとめの上行います。

出展者の駐車場

- ・ 来場者用駐車場の確保及び混雑防止のため、出展関係者様の駐車場につきましては、後日ご連絡させていただきますので、指定駐車場へお願いいたします。
- ・ 物品の搬入は午前7時30分から午前9時15分までに行ってください、搬入後は必ず指定する駐車場へ移動していただきますようお願いいたします。
搬入・搬出時間以外は会場への車両の入場は不可となります。
- ・ イベント関係者が近隣にご迷惑をおかけした場合や、来場者用駐車場への駐車を確認した場合は、会場内から退出をお願いすることがあります。
また、ご協力いただけない団体様には次年度以降の出展申込をお受けできないことがあります。

搬入・搬出時間と搬入・搬出口

- 搬入**
- ・市民広場 : 11月9日(金)午後2時 ~ 午後6時まで
 - ・市民ロビー : 11月9日(金)午後5時15分 ~ 午後7時まで
- ※当日搬入又は11日(日)のみ出展の場合、午前7時30分から午前9時15分までにの間に搬入してください。
- 搬出**
- ・市民広場 : 11月11日(日)午後3時45分から
 - ・市民ロビー : 11月11日(日)午後3時45分から
- ※10日(土)のみ出展される場合の搬出は、同日の午後3時45分から搬出してください。

損害賠償責任保険

- ・来場者に対する損害賠償責任保険については、主催者にて加入します。
- なお、出展に際し団体間や来場者とのトラブル等については、主催者として責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

ゴミ等の処理

- ・出展スペース内は、ブルーシートを敷くなど、会場を汚さないようご注意ください。
- ・排出ゴミについては、出展者各自でゴミ袋等の設置をお願いします。なお、撤収の際にはテント付近の清掃とゴミの持ち帰りを必ずお願いします。
- ・飲食関係の出展の際に出る食べ物容器等についても、各出展団体にて回収並びに持ち帰り処分をお願いします。

警 備

- ・屋外ということも考慮いただき、出展者各自のご判断で適切な対応をお願いします。
- なお、11月9日(金)と11月10日(土)の夜間(午後6時から翌朝7時予定)の警備については、警備員による警備を実施します。

昨年、京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、このような催しにおける火災予防対策に関する規定を定めるため、次のとおり火災予防条例を改正（平成26年6月27日施行）しましたのでお知らせします。

①対象火気器具等の取扱いに関すること ～

対象火気器具等を多数の者の集合する催しに際して使用する場合は、消火器の準備が必要になります。

②届出に関すること ～

多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、消防長への届出が必要になります。

③屋外催しに係る防火管理に関すること ～

消防長が指定する大規模な屋外催しを主催する者は、火災予防上必要な業務に関する計画を作成し、開催する日の14日前までに消防長への提出が必要になり、提出しなかった場合は罰則の適用があります。

対象火気器具等とは？

火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、気体燃料・液体燃料・固体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具を言います。

多数の者の集合する催しとは？

一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、祭礼、縁日、花火大会、展示会などのように一定の社会的広がりを持つものを言います。

消防長が指定する大規模な催しとは？

多数の者の集合する屋外催しのうち、主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しで、火災が発生した場合に人名又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認められるものとして、消防長が指定する催しを言います。

消火器は誰が準備しますか？

対象火気器具等を取り扱う者が準備します。ただし、初期消火を有効に行いうる場合は、使用実態に応じ複数の対象火気器具等に対して共同して準備することも可能です。

届出は誰がしますか？

露店等を開設する者となりますが、一つの催しに複数の露店等が開設される場合には、個々の露店主がそれぞれ個別に届出を行うのではなく、当該催しの主催者、露店等の開設を統括する者等がとりまとめて届出を行います。

対象火気器具等

★ 改正内容①の「対象火気器具」や「消火器」とは？

～ 対象火気器具 ～

具体的には、発電機、コンロやオーブン、レンジなどの調理用器具など、比較的容量の小さい移動可能なご家庭などでも広く使用されている器具などを指します。

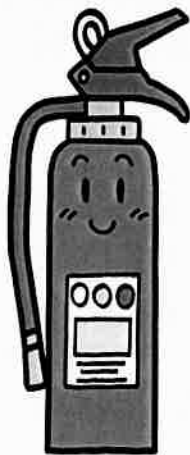


☆ 消火器の準備が必要です。



～ 設置する消火器 ～

設置に際しては、「消火器の技術上の規格を定める省令」に定めるもので、火災に対して適切なものとされていますので、「木材等の火災・油等の火災・電気配線等の火災」の全てに有効とされ、広く普及している粉末消火器などが適切なものとなります。



使い方は統一されています。



☆ 住宅用消火器や簡易消火用具は適切な消火器に該当しません。